Ⅵ　平成25年に発出された主な通達等

※以下の通達、指針等については概要を紹介していますが、全文については、建災防 HP（http://www.kensaibou.or.jp/）または、厚生労働省 HP（http://www.mhlw.go.jp/）をご参照ください。

第８次粉じん障害防止総合対策の推進について

建設業労働災害防止協会会長 宛

基発0219第3号　平成25年2月19日付
厚生労働省労働基準局長

第８次粉じん障害防止総合対策

第１　目的

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30 号）の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが望まれる。

本総合対策は、これら事業者が講じなければならない措置等の実施を推進するため、じん肺新規有所見労働者の発生状況、７次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況等を踏まえ、対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項として今後５年間に事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第２　総合対策の推進期間

平成25年度から平成29年度までの５か年とする。

第３　総合対策の重点事項

アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業においては、粉じん則等が改正され、平成24年４月に施行されたこと、金属等の研磨作業は、じん肺新規有所見労働者の占める割合が高いこと、ずい道等建設工事においては、当該建設工事における粉じん障害防止対策を引き続き推進する必要があること、また、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、次の事項を重点とする。

① アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
② 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
③ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
④ 離職後の健康管理

第４　労働基準行政の実施事項

１ 都道府県労働局及び労働基準監督署の実施事項

（１）都道府県労働局における重点事項の設定（略）

（２）集団指導、個別指導及び監督指導等の実施（略）

（３）計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施（略）

（４）電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、その活用が望ましいことに鑑み、上記（２）及び（３）の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

（５）関係団体等に対する指導等の実施

ア　労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請等労働災害防止団体の都道府県支部、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を指導する。

また、関係事業者団体に対して、「講ずべき措置」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う、粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

イ　粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

（ア）粉じん障害防止総合対策推進強化月間（略）

（イ）粉じん対策の日（略）

（６）ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講ずることが重要である。このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の発注機関連絡会議等を通じて、ガイドラインに基づく対策を実施するための措置について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が、最近の新たな技術の動向も踏まえて旧版に替わり策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成24年３月）についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

（７）中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、産業保健推進センター（連絡事務所）における産業保健相談事業又は地域産業保健センターにおける健康相談事業等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

２ 本省の実施事項

（１）製造業者団体等に対する要請の実施

平成24年４月から機械の譲渡・提供時に残留リスク等の情報を文書により通知することが努力義務とされたことを踏まえ、グラインダー、アーク溶接機等の製造業者団体等に対し、取扱説明書等に防じんマスク使用の必要性その他粉じん障害防止に関する

事項を記載するよう要請する。その際、電動ファン付き呼吸用保護具の着用が義務付けられている特定の作業以外の作業においても電動ファン付き呼吸用保護具を着用することが望ましいことを記載するよう併せて要請する。

（2）各種調査・研究の実施

個人サンプラーによる粉じん濃度測定方法等についての調査、研究を行い、その成果を踏まえた粉じんばく露低減対策の検討を行う。

また、屋外における、岩石、鉱物及び金属を研磨・ばり取りする作業、金属を裁断する作業に対する粉じん障害防止対策については、実態を把握した上、必要な検討を行う。

その他、従来の工学的措置にとらわれない多様な発散抑制措置の導入の可能性についても、必要な検討を行う。

（3）その他検討の実施

ずい道等建設工事について、短期就労を繰り返すずい道等建設労働者の就労形態に鑑み、健康管理等の実施状況を継続的に把握するための方策について検討を行い、その結果を踏まえ必要な指導等を行う。

解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について（要請）

建設業労働災害防止協会会長 宛

基安発0603第1号　平成25年6月3日
厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達

工作物などの解体に使用される建設機械である鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」といいます。）による労働災害の発生状況及び専門家による検討結果を踏まえ、鉄骨切断機等による労働災害の防止に関して、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等の改正を行うため、平成25年４月12日に、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第58号。以下「改正省令」といいます。）を公布するとともに、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第141号。以下「改正告示」といいます。）を公示し、同年７月１日から施行することとしたところです。

別紙

要 請 事 項

1　各団体における共通の取組（略）

別添３の改正省令及び別添４の改正告示の趣旨及び内容について、別添２を活用する等により会員に対して周知すること。（別添２.３.４及び通達の詳細は建災防ホームページを参照）

2　車両系建設機械を使用する事業者の団体の取組

会員事業場等が、改正された労働安全衛生規則等の遵守に加え､次の安全対策を実施するよう周知啓発を行うこと。

（1）機械総重量が大きく、かつブーム又はアームの長い車両系建設機械を使用する場合は、現場の作業箇所の状態を調査した上で、地盤を締め固める等車両系建設機械の転倒防止措置を適切に講じること。

（2）アタッチメントを取り替えた場合には、運転者の見やすい位置に、当該アタッチメントの重量（すくい上げることのできる物の容量や持ち上げることができる物の重量を含む。以下同じ。）の表示又は書類の備付けを行うとともに、当該アタッチメント自体にも同様の表示を行うよう努めること。

（3）取替え可能なアタッチメントの定期自主検査（特定自主検査）は、その実施漏れを防ぐ観点から、車両系建設機械本体の定期自主検査と合わせて行うよう努めること。

（4）１年以内に行う定期自主検査（特定自主検査）を実施した車両系建設機械については、当該検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならないが、取替え可能なアタッチメントにも、当該検査を実施したことを証するシール（別添５参照）を貼るよう努めること。

（5）改正により新設された労働安全衛生規則第171条の５のただし書の「物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置」の例として、別添３の第２の２の（4）のイの③において次のアからウまでの事項が示されているが、できるだけア又はイの措置を採ること。

ア　アタッチメント自体に物体の飛来を防止する覆いを取り付けること。

イ　予想される物体の飛来又は激突の強さに応じた強度を有する防護設備を設けること。

ウ　物体の飛来の強さが十分弱い場合に、顔面の保護面を有する保護帽及び身体を保護できる衣服を使用させること。

（6）アタッチメントを取り替えた結果、労働安全衛生法令上の車両系建設機械ではなくなった建設機械についても、車両系建設機械に準じて次の措置を講ずること。

ア　機体重量３トン以上の機械については、平成25年７月１日以降に実施される車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者をその運転業務に就かせること。

イ　機体重量３トン未満の機械は、今般改正された安全衛生特別教育規程に基づく小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育を実施した者をその運転業務に就かせること。

ウ　アタッチメントを取り替えた場合には、運転者の見やすい位置に、当該アタッチメントの重量の表示又は書類の備付けを行うとともに、当該アタッチメント自体にも同様の表示を行うよう努めること。

エ　不安定なアタッチメントである場合は、交換時に架台を使用させること。

オ　定期に自主検査を実施すること。

3　車両系建設機械の製造者の団体の取組（略）

4　定期自主検査実施関係団体の取組（略）

5　機械等貸与関係団体の取組（略）

6　登録教習機関関係団体の取組

現行の車両系建設機械（解体用）運転技能講習（ブレーカ対象）を修了した者又は鉄骨切断機等の運転の業務に平成25年７月１日時点において６ヶ月以上従事した者に対して行う、改正省令附則第３条各号の規定に基づき都道府県労働局長が定める講習（以下「技能特例講習」という。）については、受講希望者が可能な限り速やかに受講できるよう受講機会を確保することが重要であることを会員等に対して周知啓発すること。

また、技能特例講習の対象者ができるだけ早く当該講習を受講するよう周知啓発に取り組むこと。

7　民間発注者団体の取組（略）